

第1章

計画の策定にあたって

本章の内容

本章では、札幌市地域福祉社会計画 2018 の策定にあたって、計画策定の趣旨と計画の位置づけについて記載した上で、計画期間と計画の策定体制について紹介しています。

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画期間

4 計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

本市では、1995年(平成7年)に札幌市地域福祉社会計画を策定し、市民や事業者等と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、市民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、本市では高齢者、障がいのある方、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきたところですが、その一方で、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

具体的には、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や、障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱えるケース、精神疾患患者や、がん患者、難病患者等、地域生活を送る上で福祉分野に加え、保健医療や就労等の分野にまたがって支援を必要とするケースが事例としてあげられます。

このような公的支援制度の課題に加えて、人々の暮らしにおいては家族関係や近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立の問題や、公的制度等による支援が必要な状態にありながら支援を受けることを自ら拒絶するいわゆるセルフネグレクトのような制度の狭間の問題が顕在化してきています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが大切です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、

日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がいのある方、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある方、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

本市では、2012年(平成24年)に第3期の地域福祉社会計画を策定し、福祉のまち推進事業をはじめとする様々な取組を実施してきましたが、地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな地域福祉社会計画を策定いたします。

この計画は、幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する取組を進めることで、「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」を実現することを目的としています。



2 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めます。

社会福祉法の抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対す

る支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

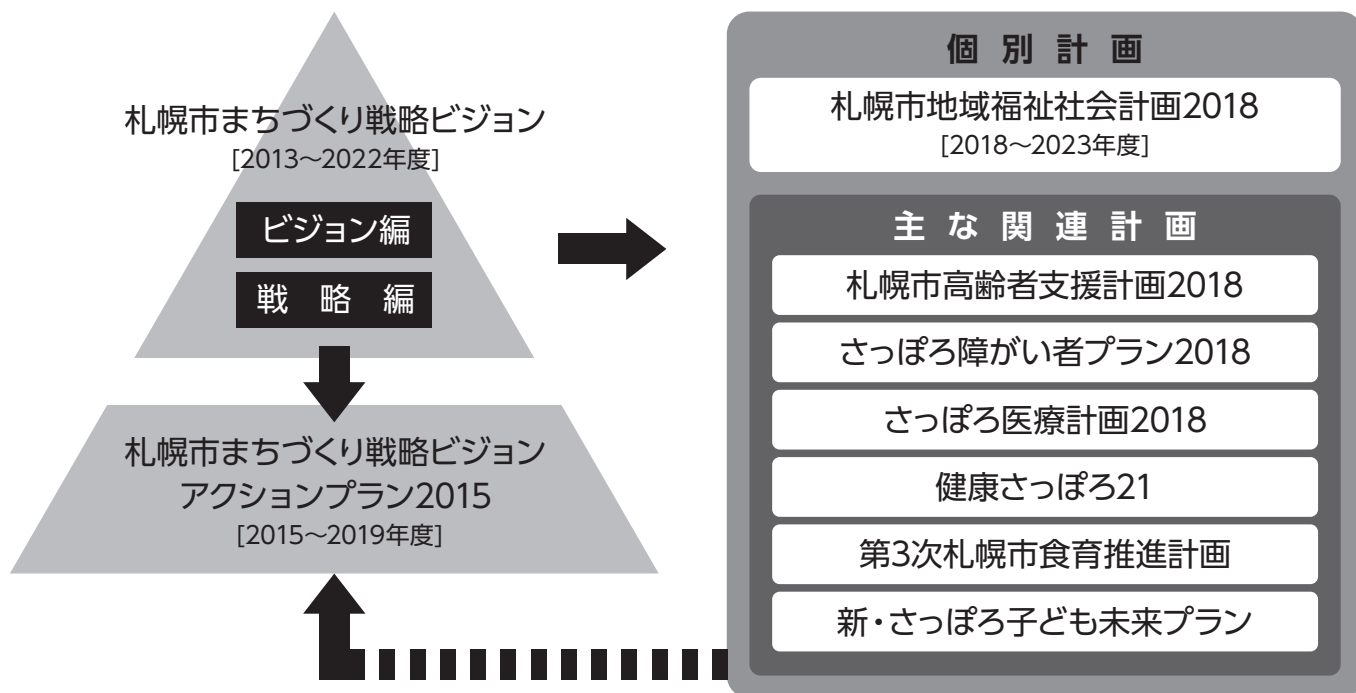
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 市の総合計画との関係性

本計画は、総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン〔2013年(平成25年)策定〕の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、本市の地域福祉分野の施策を具体化するものです。



(3) 市の他の個別計画との関係性

本市では、対象(高齢者・障がいのある方・子どもなど)や、分野(福祉・保健・医療など)ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。本計画には、各個別計画の基盤となる地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、これらを総合的・横断的に推進していくことで、より一層の地域福祉力の向上を図ります。

※ 札幌市生活困窮者自立支援計画との統合について

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層が増加する中、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化するため、2015年(平成27年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上で重要な施策であるため、国では市町村地域福祉計画にその内容を盛り

り込むことを求めています。

しかし、本市では、この法律の施行時において、第3期地域福祉社会計画の計画期間中であったことから、暫定的な対応として、2015年度(平成27年度)から3年間を期間とする生活困窮者自立支援制度に関する単独計画を策定しました。

本計画では、改めて本市の地域福祉施策の中に生活困窮者自立支援制度を位置づけ、単独計画であった札幌市生活困窮者自立支援計画は本計画に統合することとしました。

(4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性

民間の活動・行動計画として札幌市社会福祉協議会¹が策定する「さっぽろ市民福祉活動計画」と市町村の行政計画として策定する「札幌市地域福祉社会計画」は、本市における地域福祉の推進を共通の目的としています。両計画の策定に際しては、地域の生活課題や地域福祉推進の理念や方向性などを共有する必要があり、本計画に掲載される取組の中には「さっぽろ市民福祉活動計画」において具体化される取組もあるため、それぞれの審議会・策定委員会に委員として参画し合い連携しながら審議を進めました。

(地域共生社会の実現に係る地域福祉社会計画と他計画との関係イメージ)



※その他の関連計画：健康さっぽろ 21、第3次札幌市食育推進計画、新・さっぽろ子ども未来プラン

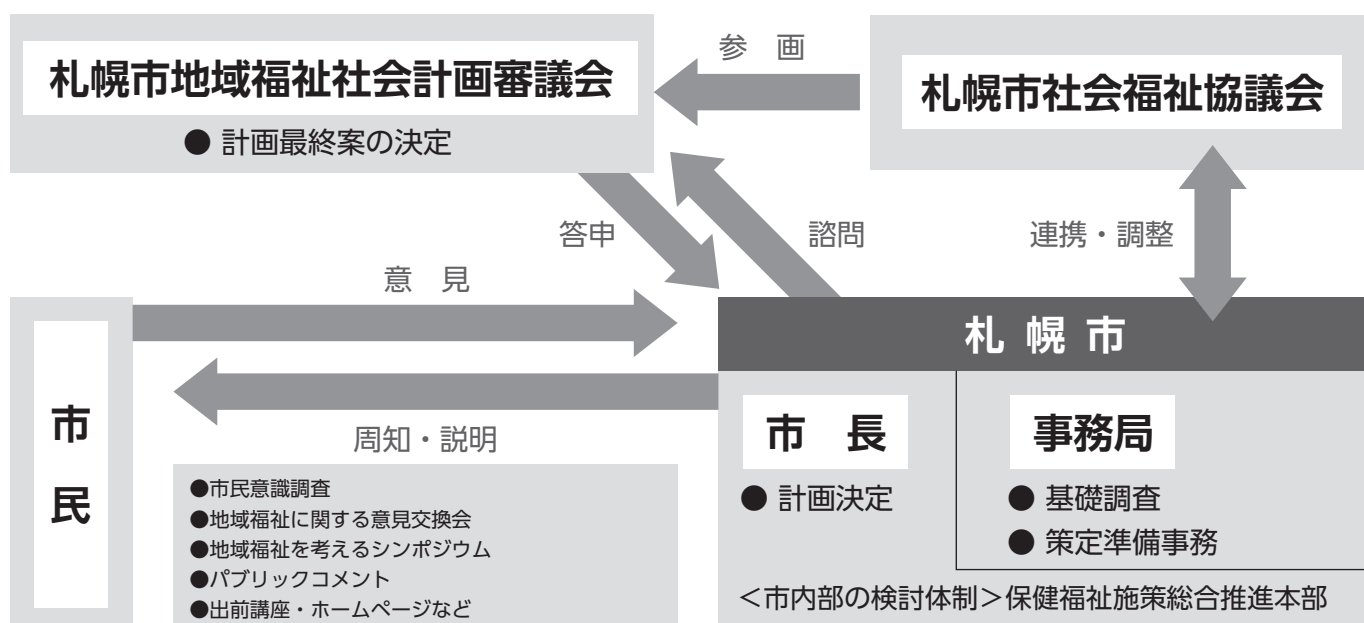
1 【社会福祉協議会】社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織。それぞれの都道府県、市区町村において、地域住民、社会福祉事業関係者などの関係機関が幅広く参加・協力し、様々な事業を行っている。

3 計画期間

計画期間は、2018年度から2023年度までの6年間とします。

ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

4 計画の策定体制



(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会

本計画の策定にあたり、市の附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会を設置しました。

審議会は、地域福祉活動に関わる団体の代表者、高齢・障がい・児童福祉に関わる団体の代表者、保健・医療に関わる団体の代表者、福祉サービスに関わる団体の代表者、教育関係者、学識経験者、公募による市民の16名により構成し、市長の諮問に応じて、全5回の審議を経て、計画案を市長に答申しました。

(2) 札幌市内部の検討体制

本市の保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「札

幌市保健福祉施策総合推進本部」において、他の個別計画と連携しながら、検討を進めました。

(3) 地域福祉に関する意見交換会

2017年(平成29年)6月から7月にかけて、市内10地区(各区1地区)で、地区福祉のまち推進センター²関係者、民生委員・児童委員³等、地域福祉活動に関係する方々との意見交換会を開催しました。(意見の概要は78ページに掲載)

(4) 地域福祉に関するシンポジウム

2017年(平成29年)9月13日に、わくわくホリデーホール(札幌市民ホール)で「福まち発!地域福祉市民活動フォーラム」を開催しました。ここでは、本市における地域福祉推進の中心的な役割を担う地区福祉のまち推進センターの活動者が、支え合い活動の基盤整備や担い手の拡充等について考えるシンポジウムを開催しました。(概要は84ページに掲載)

(5) 地域の福祉活動に関する市民意識調査

市民の地域活動への参加状況や近隣との交流状況、福祉のまち推進事業を含めた地域の支え合い活動に対する意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。(概要は89ページに掲載)

- ・ 調査期間 2016年(平成28年)9月29日から10月20日まで
- ・ 調査方法 郵送により、返信用封筒で回収(無記名)
- ・ 調査対象者 16歳以上の市民から無作為抽出した3,000人
- ・ 有効回答数 1,165通(38.8%)

2 【地区福祉のまち推進センター】市民による自主的な福祉活動を行う組織。ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り活動やサロンの開催など、市民による支え合い活動を行っており、おおむね連合町内会単位、市内89地区で組織化されている。

3 【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊娠婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

